

2024年9月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2024年9月26日及び9月27日に英国（ロンドン）で開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2024年9月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Rana Usman Khan 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長、山口常勤委員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Il-Hong Park 他
エフラグ (EFRAG)	Sebastián Harushimana 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Benjamín Gallegos 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capisciolto 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Hillary Salo 他

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2024年9月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
動的リスク管理 (DRM)	60分	55分	3
財務諸表における気候関連及びその他の不確実性	90分	95分	7
料金規制対象活動	90分	70分	12
排出物価格設定メカニズム	30分	30分	15
キャッシュ・フロー計算書	60分	60分	18
IFRS 第17号「保険契約」	45分	65分	22
電力購入契約	90分	65分	25
IFRS 第16号「リース」の適用後レビュー	90分	75分	29
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	15分	32

今後の日程(予定)

2024年12月5日及び6日 (ウェブ会議)

ASAF 会議への対応

- 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほかASAF対応専門委員会、金融商品専門委員会、保険契約専門委員会、IFRS適用課題対応専門委員会、ディスクロージャー専門委員会及び料金規制会計専門委員会において検討を行った。

II. 動的リスク管理 (DRM)

議題の概要

3. 本セッションでは、公開草案の公表に向けた DRM プロジェクトの進展についてアップデートを ASAF メンバーに提供し、当プロジェクトの進展及び国際会計基準審議会 (IASB) の直近の暫定決定に対する ASAF メンバーの意見が求められた。
4. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。
 - (1) 適用可能なリスク管理戦略は、財務諸表に企業のリスク管理戦略及び活動の影響をより良く反映する DRM モデルを適用している企業を識別するのに適切なものかと考えるか。
 - (2) 暫定的な表示の要求事項は適切と考えるか。適切でないと考える場合、その理由は何か。また、どのような代替案を提案するか。
 - (3) 9月のIASBボード会議において提案された開示の要求事項に関する予備的な見解はあるか。財務諸表利用者により有益な情報を提供する代替的な開示又は追加の開示はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(DRM モデルを適用できるリスク管理活動について)

- (1) 我々の法域の多くの金融機関は金利リスクと同時に為替リスクを管理しているため、為替リスクが DRM プロジェクトにおいてどのように扱われるか関心を持っている。DRM モデルにおいて為替リスクの管理活動も同時に扱えるのか明確にしたい。この点は強い通貨を持たない多くの法域で論点となるように思われる。
(ASBJ)
- (2) DRM モデルが他のリスク管理活動にも適用可能なのか、また、DRM モデルが既存のヘッジ会計のモデルとどのように作用しあうのかという点に非常に興味がある。
- (3) 銀行に関して言えば、DRM モデルを適用できるリスク管理活動を定義する要件又はモデルについて我々が受けたフィードバックは好意的であった。
- (4) 保険会社は IFRS 第 17 号「保険契約」(以下「IFRS 第 17 号」という。)を適用しており、特定の要素を有するリスクを軽減する方法もある。このため、DRM モデルを

そのまま保険会社に適用するのは非常に難しいと考える。

- (5) 金利改定リスクは財務活動や投資ポートフォリオの管理等の他の活動からも生じる。「事業活動」という用語については、「金利改定リスクに晒される活動」等、他の用語の方が適切かもしれない。
- (6) 我々の地域の作成者は IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）のヘッジ会計の導入に相応の労力を費やしており、DRM モデルを適用するかは適用による追加的な便益とコストによると述べていた。
- (7) 我々の法域の利害関係者は、異なるリスクに対する正味オープン・リスク・エクスポージャーに DRM モデルが適用できるか更なる調査を行い、DRM モデルの適用範囲を拡大することを提案している。
- (8) 正味の金利収益ではなく、資本の経済的価値に基づいてリスクを管理する傾向のある保険会社への DRM モデルの適用には懸念がある。
- (9) 保険会社の資産及び負債の管理方法は銀行とは異なり、保険会社をこのモデルの適用対象とするのであれば、モデルを調整する必要がある。銀行業と保険業両方を有するバンカシュラーの存在にも留意する必要がある。
- (10) DRM モデルが保険会社でも機能すべきなのか定かではないため、保険会社がリスクをどのように管理しているかについて理解を深める必要がある。また、保険会社の資産及び負債の管理方法は銀行とは異なり、資産及び負債のほとんどが公正価値で評価されていることにも留意する必要がある。
- (11) DRM モデルは、銀行業以外の業種や金利リスク以外のリスクを除外するものではない。一方で、このプロジェクトは IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の金利リスクのポートフォリオ・ヘッジを改善するものと捉えている。そのため、まずは銀行業の金利リスクに集中し、その後他の業種やリスクへ拡大するアプローチを採っている。（IASB Barckow 議長）
- (12) 「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）の資産及び負債の定義との関係については、IASB ボード会議で厳格な議論を行った。概念フレームワークは我々の思考の開始点であるものの、例外が正当化されるもっともな論拠が存在する場合もあり、このプロジェクトはそれにあたる。（IASB Barckow 議長）

(暫定的な表示の要求事項について)

- (13) 我々の法域の利害関係者は不一致部分をヘッジが非有効である他のデリバティブの収益及び費用と結合して表示できるか疑問を持っている。不一致部分を別に表示の方がより有益な情報を提供できると考える (ASBJ)。
- (14) DRM 調整を総額で表示するのではなく、純額で表示することに賛成する。
- (15) DRM 調整を財務諸表に表示する場合、要求事項に対応するために勘定科目を再構成する必要があり、多くの会社に重大な業務上の困難をもたらす可能性がある。必要な情報を財務諸表の注記のみに含めることを提案する。
- (16) 我々の地域の利害関係者は必要な開示とともに DRM 調整を1つの表示科目とする提案に賛成している。

(9月のIASBボード会議において提案された開示の要求事項について)

- (17) 金融機関が実際にどれだけリスクをヘッジしているか開示することは、商業的機密性が高いと思われる。我々の法域の利害関係者は定量的情報ではなく、リスクをヘッジする方針や戦略を定性的に示す開示が望ましいと述べている。また、感応度分析については商業的機密だけでなく、開示にコストがかかるという意見もあった。開示目的を明確に規定したうえで、特定の要求事項ではなく設例を提供する方が望ましい。(ASBJ)
- (18) ((17)の発言に関して) 開示目的を規定すべきという意見には同意する。しかし、概念フレームワークからの例外を認める以上、失われる情報に対応する必要がある。定量的情報なしでは、それに対応したとはいえないのではないかと。(IASB Barckow 議長)
- (19) 我々の地域の利害関係者は商業的機密の観点から、利用者の情報ニーズを満足させられる範囲で開示をできるだけ削減することを要求している。
- (20) ((19)の発言に関して) 商業的機密については、同様の結果を実現できる要求事項を開発または修正できるように、どの開示がなぜ懸念されているのかを示してほしい。(IASB Barckow 議長)
- (21) DRM 調整の巻戻しについて、将来の業績及び企業の戦略への影響を示す包括的な評価を示すものを開示してほしい。
- (22) 金融機関はバーゼルⅢの対応で多くの情報を既に開示しており、注記を要求する感応度分析はこの情報と整合させるべきである。

- (23) 特定の規制上の報告に焦点をあてると、金融機関全体に適用できる一般的なモデルから離れてしまう可能性がある。
- (24) 我々の法域の利害関係者は DRM モデル適用前と適用後の正味の金利収益と資本の経済的価値の開示がより有益で比較可能性の高い情報を利用者に提供すると考えている。
- (25) 開示事項は我々の法域でアジェンダ要求を通じて得たフィードバックと整合している。監督の観点での開示の要求事項との整合性については大きな関心のある分野である。
- (26) 開示は広範であるが、多くの利害関係者は賛成している。リスク・ポジションの開示は商業的機密の開示を回避できるような仕組みを導入し、作成者に開示を委ねてはどうか。
- (27) 一部の利害関係者は、要求している開示は多くの見積りや仮定が用いられるため、企業が金利リスクを有効に管理しているかの判断を助ける有益な情報を利用者に提供しているか疑問を持っている。
- (28) 利用者からは今回の開示内容は財務諸表の金額が何を意味しているか理解し、解釈するのを助けるものであり、開示内容に満足しているとの意見があった。
- (29) 開示については IFRS 第 7 号「金融商品：開示」で要求しているヘッジ会計の要求事項を開始点としており、既に要求している開示をベースにしている。従って、商業的機密ではない情報を開示する実務が見つけられると考えている。(IASB スタッフ)

III. 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

議題の概要

6. IASB は、2024 年 7 月に公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表し、2024 年 11 月 28 日を期限としてコメントを募集した。
7. 本セッションでは、IASB スタッフより本公開草案の概要が説明され、ASAF メンバーは次の点について予備的なフィードバックの提供が求められた。
 - (1) 設例の提供が、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の影響の報告を改善するのに役立つということに同意するか。また、例示を設例として含めることに同意するか。
 - (2) 要求事項及び事実パターンの選択並びに技術的内容を含む、設例の開発に対するアプローチに同意するか。
 - (3) 他に何かコメントがあるか。

ASAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（例示を IFRS 会計基準書の付属する設例として含めること）

- (1) 設例を規範性のあるものとしなないこと、つまり基準書自体に含まれるのではなく、基準書に付属する設例に含まれることとすることには同意するものの、設例が別々の基準に分散されれば混乱が生じてしまうことを懸念する。このため、1つの文書にまとめた方が気候関連の観点からの設例の理解が容易になると考える。(ASBJ)
- (2) 1つの文書として公表することで、各設例間のつながりを明確にし、アクセスのしやすさが向上すると考える。
- (3) 例示を IFRS 会計基準に付属する設例として提供することに同意する。
- (4) 教育文書とすべきという意見もあるが、教育文書はアクセスのしやすさに難点があり、頻繁には利用されない可能性がある。

（設例の提供が財務諸表の改善に役立つか）

- (5) 提供された設例は、気候及びその他のリスクの潜在的な影響に関する開示を改善する

ことになる点で同意する。

- (6) 設例が気候関連及びその他の不確実性に関する影響の報告の改善に役立つという意見と、単に既存の開示要求事項に関する設例を作成者に提供するだけでは財務諸表とその他の報告とのつながりを強化する目的は達成できないという意見の両方が聞かれた。
- (7) 設例の提供は、プロジェクトの目標達成のための現実的な最初の一步とみなしうると考えるが、長期的に追加的な対応について検討が必要であると考えている。
- (8) 我々の法域ではさまざまな意見が聞かれているが、作成者からは設例を増やすことによる過度な負担が生じることに対する懸念が示されている。今後、サステナビリティ報告の観点からの設例の数が増えていくことについても警戒している。

(設例の開発に対するアプローチについて)

IAS 第 1 号第 31 項の解釈について

- (9) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。)第 31 項の解釈について、財務諸表全体の重要性から何が欠如しているか検討し、欠如があれば同項に基づき必要な情報を提供する必要があると考えていた。本公開草案では、同項に基づいて開示が必要な各項目について十分な情報が提供されているかどうか検討すべきであるように解釈されており、我々のこれまでの解釈とは異なっており、基準の変更のように見える。(ASBJ 他)
- (10) ((9)の発言に対して)主要な利用者が財務諸表全体を理解できるようにするために、財務諸表全体として必要な情報かどうかという点は、最終基準の草案作成において明確化を図る必要があるかもしれない。(IASB スタッフ)
- (11) IAS 第 1 号第 31 項について、影響の記載がない場合に開示の検討対象として考慮する必要があるという IASB の解釈は、基準の文言及び同項の本来の意図並びに同項の使用されている方法とは異なると思う。
- (12) IAS 第 1 号第 31 項がコロナ禍のような 1 回限りの事象ではなく気候のような継続的な事象に適用されるのであれば、定型的な開示となることが懸念される。当該要求事項は、継続的な事象の影響については適用されないと考えている。

つながり (connectivity) と境界 (boundary)

- (13) 本プロジェクトに限らず、財務諸表に何が含まれ、何が含まれないのかについて不明瞭であるという問題があると思う。この点について概念フレームワークで少し記載

しているが、IASB の解釈と利害関係者の解釈が完全には一致していないようである。企業結合及び電力購入契約等の他のプロジェクトにも影響する問題であり、時間がかかっても検討する必要があるのではないか。(ASBJ)

- (14) 財務諸表に含めるべき情報と財務諸表外で示すべき情報について期待ギャップがあることが多い。期待ギャップについては教育的資料も役立つ可能性もあるが、より根本的にはサステナビリティ報告の概念フレームワークで境界線について明らかにすることが必要であると考えており、IASB ではなく ISSB が対応すべき問題であると考えている。
- (15) ((14)の発言について)我々は気候関連の報告に関する基準一式を作成することは望んでいない。なぜならそれは国際サステナビリティ基準委員会 (ISSB) が既に行っていることで、彼らの管轄であるためである。(IASB Barckow 議長)
- (16) さまざまな利害関係者が存在するが、設例は重要性に関連するものであり、重要性は主要な利用者の文脈で定義されると考える。概念フレームワークでは、主要な利用者が会計及び経済現象について適切な知識を有することを想定しており、気候政策や企業の行動を変えようとしている新しいタイプの利害関係者が必ず該当するとは限らない。
- (17) 財務諸表と一般目的の財務報告とのつながりが本プロジェクトの主要な目的の 1 つであったが、設例は主に財務諸表の範囲内についてであり、サステナビリティ報告について十分ではなく、それぞれの境界について理解するのに役立っていないと感じる。
- (18) 経営者による説明は IASB の管轄であるため、経営者による説明のガイダンスや要件を向上させることがつながりを示す良い方法となる可能性がある。
- (19) 財務諸表の境界線の問題が繰り返し取り上げられるのは興味深く、検討する必要があると考えるが、本プロジェクトの目的の 1 つは財務諸表の不十分な情報への対応である。(IASB 理事)

個別の設例に関する懸念

- (20) 本プロジェクトの対象は気候関連の問題に限定されないにも関わらず、設例は気候関連に集中している。他の不確実性に関する設例も含めてはどうか。(ASBJ 他)
- (21) 現在の設例の記載では、廃棄及び原状回復の引当金に関する開示を提案する設例 7 のように、事例に該当する事業を営む企業であれば機械的に基準の要求事項とリスクを

記載しただけの定型文になってしまうということを懸念している。

- (22) 現在の設例に加えて、認識と測定の設例を求める声がある。
- (23) 追加の開示を生じさせない重要性の判断の事例を示した設例 2 の 2.4 について、設例 1 の 1.4 の記載と同様に検討すべき具体的な IFRS 会計基準を参照する必要がある。
- (24) 仮定の開示の全般的な要求事項を説明した設例 4 で参照している IAS 第 1 号第 125 項は IASB が設例で示した解釈とは異なる解釈があり、設例として適切なものか懸念している。
- (25) 追加的な開示を提案する設例 5 に関して、より現実的な事実パターンを求める声がある。また、法律案が制定されていない時点で潜在的な問題を開示することは、誤解を招く可能性があるのではないかと懸念している。
- (26) 信用リスクに関する開示の設例 6 は、気候関連リスクを ECL の将来予測の前提に織り込む際に金融機関が直面する困難を単純化しすぎている。
- (27) 分解情報の開示を提案する設例 8 の有形固定資産に関して、IAS 第 16 号「有形固定資産」の第 73 項を適用する必要があるのか明確にする必要がある。また、気候関連リスクが適切なリスクの集約レベルなのかについて疑問がある。排出量や水の消費量などの様々な要素があるが、気候リスクとしてすべてまとめた印象がある。地震や ESG などそれ以外の事項まで範囲を広げると非常に広範となる可能性がある。
- (28) その他の不確実性に関して設例を 1 つか 2 つ置き換えることを検討するかもしれないが、考えられるすべてのリスクに対処する設例を作成する意図はない。(IASB Barckow 議長)

(その他)

経過措置について

- (29) 企業によって事業年度の末日が異なるため、設例を公表する時期によって新しいガイダンスに対する準備期間が異なることとなる。開示を変更する必要があるような場合には、十分な準備期間がとれるように何らかの経過措置を設ける必要がある。(ASBJ)
- (30) 設例には、経過措置がなく即日発効となるという問題がある。設例により開示実務を変更するケースが考えられるため、最終基準の公表時期に留意したり、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案と同様の留意事項を含めることを検討したりする必要

があると考える。

(31) ((29) 及び (30) について) 我々は、IFRS 会計基準は財務諸表において気候関連リスクの影響に関する情報の開示を企業に要求する上で十分なものであるという前提のもと、その基準の適用の結果を示すものとして設例を開発した。仮に提案されている設例が IFRS 会計基準の拡大解釈であると考えるのであれば、基準の趣旨を明確にするために基準設定が必要になると考えているため、具体的に IASB がどう対応すべきか明示してもらいたい。(IASB Barckow 議長)

(32) アジェンダ決定案と異なり、要求事項は明確とされた中で設例が開発されていることを考慮し、設例をできるだけ早期に適用させたいのであれば、文案作成においてアジェンダ決定案との違いに留意した文案作成が必要となるのではないか。

(33) 我々の法域では、内容を明確化するだけで実質的に基準を変更しない場合であっても経過措置を設けている。

IV. 料金規制対象活動

議題の概要

9. IASB は 2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2021 年 7 月 30 日）。IASB は 2021 年 10 月以降、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、IASB から本プロジェクトの再審議の現況が報告され、ASAF メンバーからの意見が求められている。
10. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 2023 年第 1 四半期から第 2 四半期に行われた次の暫定決定が、ASAF メンバーの法域内における利害関係者から寄せられたフィードバックに対応するうえで役立つものであるかどうか。
- ① 割引率（最低限の金利を含む）
 - ② 開示（開示の削減も含む）
 - ③ 規制上の合意の境界線及び他の IFRS 会計基準との相互関係

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（割引率）

- (1) 最低限の金利に関する規制資産と規制負債の非対称的な取扱いを維持するという暫定決定に反対する。これは、規制資産と規制負債の認識については対称的な取扱いを要求するとの暫定決定と整合性がなく、非対称的な認識の閾値の設定により解釈が困難な情報をもたらされる可能性があるためである。（ASBJ）
- (2) 規制料金算定利率が規制資産に対して過大である場合にも、規制料金算定利率を割引率として用いて規制資産を測定することを要求する IASB の暫定決定を支持しない。規制料金算定利率の過大部分の経済的実態は、実質的には補助金であり、この過大部分を別個に会計処理し表示することで、企業の財務諸表により適切に反映される。この場合、規制資産は、将来キャッシュ・フローにおける貨幣の時間価値及び不確実性を補償する利率を用いて測定すべきである。（ASBJ）
- (3) 利害関係者からは、規制料金算定利率が、貨幣の時間価値及び将来キャッシュ・フローの不確実性を補償するのに不十分であるかどうかの評価が求められることについて

て、実務が煩雑になることを懸念する意見が聞かれている。

- (4) 規制料金算定利率について、多くの業界では、毎年見直しが必要となるほどの変動はない。
- (5) 割引率に関する暫定決定に同意する。
- (6) 我々の法域では、料金規制機関が名目金利と実質金利を用いている場合があるため、規制産業間での比較可能性を考慮した場合に、割引率として何を用いたらよいか分からない。
- (7) 規制料金算定利率は政策的な影響を受けやすいが、そのことが考慮されていない。
- (8) 我々の法域の会計基準では、規制残高について割引の要件は設けていないが、規制残高の回収が長期になるものについては割引がなされている実務もある。

(開示)

- (9) 利害関係者から、リスク及び不確実性が規制資産の回収又は規制負債の履行にどのように影響を与えるのかの説明について、IASB が、具体例を示すなど開示の有用性を高める方法を検討する必要があるとの意見が聞かれている。また、暫定決定で開示が不要とされた規制資本ベースの金額の開示は利用者にとって非常に有用な情報であるとの意見も聞かれている。
- (10) 開示事項については、規制上の合意がどのように機能し、財務諸表に影響を与えるか全体的な枠組みを示すこと、開示の中心に規制資産と規制負債の調整表を据えること、開示の集約又は分解については IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の包括的な原則を念頭におくことが重要である。
- (11) 政府による規制によって、開示事項のいくつかが法的に禁止されている地域もあり、何らかの開示免除を受けられないか意見が聞かれている。

(規制上の合意の境界線及び他の IFRS 会計基準との相互関係)

- (12) 規制上の合意の境界線に関する暫定決定に同意する。
- (13) 企業が規制上の合意を更新する実質上の能力及び他の当事者が規制上の合意を解約する実質上の能力をどのように評価するのかについて、利害関係者からガイダンスを提供してくれることを期待するとの意見が寄せられた。また、IAS 第 12 号「法人所得税」との相互関係について、繰延税金に関する会計処理は、より詳細な事例に改善

されることを望むとの意見も寄せられた。

(14) IAS 第 36 号「資産の減損」において、キャッシュ・フローの二重計上を回避するためのガイダンスを明確にしていきたい。

(15) IFRS 第 3 号「企業結合」での認識及び測定の原則に対する例外は、のれんを大幅に増加させると考えられ、懸念を抱いている。

(その他)

(16) 規制資本ベースと有形固定資産との間に直接的な関係を有していない企業は、規制資産と規制負債を認識できない課題に対処しない段階で、プロジェクトを終了することに反対している。

V. 排出物価格設定メカニズム

議題の概要

12. 本セッションでは、IASB の排出物価格設定メカニズム（PPM）のプロジェクトについて、口頭で ASAF メンバーにアップデートが提供された。
13. アップデートの内容は次のとおりであった。
- (1) IASB が継続的に行っているホライズン・スキニング活動における作成者への追加的な働きかけ、及び 2024 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会では、次の理由から IASB が早急に PPM に関するプロジェクトを開始することへの支持があった。
 - ① 今後 PPM の重要性が増すことが考えられる。
 - ② PPM に関する会計処理の実務に多様性がみられる。
 - ③ PPM に関するプロジェクトは、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）との連携が求められる。
 - (2) また、PPM に関するプロジェクトが作業計画に追加された場合、参加が強制されるスキーム（以下「コンプライアンス・スキーム」という。）と企業の自主的な取組（以下「ボランティア・スキーム」という。）の両方を扱うことの希望が聞かれた。
 - (3) 今後、IFRS 諮問会議に PPM に関するプロジェクトを優先するかどうかに関しての見解を仰いだ後、IASB ボード会議において、当該プロジェクトを優先するかどうかを決定することを予定している。
14. 本セッションでは、ASAF メンバーに対する具体的な質問事項は設けられておらず、IASB スタッフの説明に基づいて議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（プロジェクトの範囲）

- (1) 我々の法域では、コンプライアンス・スキームが段階的に導入され、早期の参加が奨励される可能性がある。この場合、早期の参加者を純粋なボランティア・スキームへの参加者ではなくコンプライアンス・スキームの一部を構成するスキームへの参加者とみる余地があり、プロジェクトの範囲の検討において留意が必要と考えている。

(ASBJ)

- (2) 我々の法域では、コンプライアンス・スキームとボランタリー・スキームの両方が存在し、会計実務に多様性が見られる。また、両方のスキームに参加する企業は、スキーム間で整合的な会計方針を適用している。このため、両方のスキームに適用できる解決策を見出せるはずであると考えられる。
- (3) PPMは無形資産に属するものと考えられるため、無形資産プロジェクトにおいて分析を行うことが有益であると考えられる。

(PPMに関するプロジェクトを優先すべきかどうかについて)

- (4) 我々の地域では PPM が広がりを見せているため、IASB が PPM に関するプロジェクトを優先することを支持する意見が聞かれている。
- (5) 企業がすでに会計実務を積み上げた後でそれを変更する会計基準を設定するのは非常に難しいことであると考えられる。PPMに関するプロジェクトが2年から3年以内に開始されず、5年から6年後にならないと会計上の解決策を得られないこととなると遅すぎる。電力購入契約 (PPA) や再生可能エネルギー証書 (REC) は PPM の 1 つの側面であり、PPA の普及が進んでいるとするならば、RECs の普及も進んでいるため、早期にプロジェクトを開始すべきである。
- (6) PPA と REC は非常に密接に関連しており、PPA に取り組む根本的な理由を考えずに PPA の片側の側面のみを扱うことは危険である。また、PPMに関する市場は急速に変化するため、性急な対応により細則主義的な要求事項を開発すると、プロジェクトの完了時までの商品の変化によりプロジェクトの効果が限定される可能性がある点も懸念している。
- (7) 基準設定にあたって十分な事実パターンが出揃わなければ基準設定が制限されてしまう一方で、事実パターンが蓄積されるまで待機し過ぎると、基準設定が遅すぎて問題が生じてしまうため、プロジェクトの優先順位付けは難しいことだと考える。

(各国基準設定主体が行っているプロジェクト等)

- (8) FASB では環境クレジット・プログラムに関するプロジェクトを進めており、2024年の年末に公開草案を公表することを予定している。当該プロジェクトにおいてボランタリー・スキームについて取り扱っている範囲は必ずしも広くないが、公開草案に寄せられたコメント及びアウトリーチから得られたフィードバックを今後の ASAF 会議で共有することも可能である。

(9) ある法域では、当該法域で入手可能なさまざまな種類のカーボン・クレジットの識別及び分析を行っており、IASB との共有を予定している。

(その他)

(10) 自分たちの行うプロジェクトと連携させたいため、IASB が PPM に関するプロジェクトを開始するタイミングをいつ明らかにするのかについて、目安を示していただきたい。

(11) ((10)の発言に関して) 2024 年の年末か 2025 年の初めに、IFRS 諮問会議からのフィードバックを含めたホライズン・スキャニング活動の結果を IASB ボード会議に報告することを希望している。PPM に関するプロジェクトを実際に開始するタイミングは、2024 年の年末から 2025 年の初めにもう少し明確になるだろう。(IASB スタッフ)

(12) 多種多様なスキームがあり、プロジェクトの範囲の検討が難しく、他の大きなプロジェクトと同じステップを踏まなければならないことから、今後 2 年以内に会計上の答えが出るとは期待しないでいただきたい。(IASB Barckow 議長)

VI. キャッシュ・フロー計算書

議題の概要

16. 本セッションでは、カナダの会計基準設定主体である会計基準審議会（Accounting Standards Board:AcSB）よりキャッシュ・フロー計算書に関する調査結果の発表と IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第7号」という。）の適用に関する利用者の知見が共有され、ASAF メンバーに意見が求められた。

17. AcSB が作成したアジェンダ・ペーパー（AP5）の概要は次のとおりである。

(1) 目的適合的なキャッシュ・フロー指標

企業が財務諸表利用者に報告する可能性のある他の目的適合的なキャッシュ・フロー指標と財務諸表利用者が営業活動から生じるキャッシュ・フローに加えて考慮する可能性のある指標を調査し、有用と考えられる3つキャッシュ・フロー指標（フリー・キャッシュ・フロー、資本的支出、現金同等物の代替指標）が示され、サンプル企業の分析等が示された。

(2) 営業活動によるキャッシュ・フローの報告方法

学術調査の結果と財務諸表利用者からのインプット（特に直接法と間接法に関して）が報告された。

(3) 金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書の有用性

金融機関の財務諸表利用者及び財務諸表作成者への調査結果とともに、金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書が有用な情報を提供しているかどうかを検討した関連する学術研究について調査を行った結果が報告された。

18. ASAF メンバーへは、具体的に次の項目について意見が求められた。

(1) AcSB の調査の結果は、ASAF メンバーの法域で聞かれていることと一致しているか。

(2) IAS 第7号を包括的に見直すのではなく、的を絞った改善を行うべきだと思ふか。

ASAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(目的適合的なキャッシュ・フロー指標)

- (1) フリー・キャッシュ・フローの計算方法は多様であり、定義付けは困難である。
- (2) 経営陣がキャッシュ・フローをどのように管理し、何をフリー・キャッシュ・フローと考えているかを理解できる情報の開示が有益と考えられる。
- (3) キャッシュ・フローについて、資本的支出か維持管理のための支出かの定義がまず必要であると考えられる。
- (4) キャッシュ・フロー指標について、IFRS 第 18 号の MPM を参考に追加的な情報開示を導入することで、識別されている問題が解決できる場合があると考えられる。
- (5) 我々の法域の企業は、キャッシュ・フローに関連する指標をほとんど開示していない。

(営業活動によるキャッシュ・フローの報告方法（直接法又は間接法））

- (6) 一部の財務諸表利用者からは、将来キャッシュ・フローを予測する際に、間接法で提供される情報がより有用であるとの意見があった。(ASBJ)
- (7) 投資家は一般的に間接法を好んでいる。ただし、間接法には的を絞った改善の余地があると考えている。
- (8) 直接法と間接法の両方の情報が利用者にとって有用である。
- (9) 我々の地域又は法域では、間接法が使用されている。
- (10) 直接法と間接法の両方が広く使用されているが、一部の法域では、前者の方が明瞭で好まれる傾向にある。
- (11) システム対応の観点から、直接法への移行には抵抗がある。間接法を使用する場合に、キャッシュ・フローに関連する特定の項目を開示することを検討する価値はある。

(金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書の有用性)

- (12) 金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表作成者及び財務諸表利用者の双方から有用性は限定的であるとの意見が聞かれており、一部には、キャッシュ・フロー計算書の改善を追求するよりも、貸借対照表の注記で提供される情報の拡充によって、その有用性を向上させる方が望ましいとの意見もあった。(ASBJ)
- (13) 融資を行う銀行や生命保険及び損害保険を取り扱う保険会社などの金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書の有用性は限定的である。
- (14) 金融機関の財務諸表作成者からは、キャッシュ・フロー計算書の廃止を要望する意見

が聞かれる。しかし、財務諸表利用者からは、キャッシュ・フロー計算書をより有用なものにできるのであれば使用するとの意見が聞かれている。

(15) 金融機関のキャッシュ・フロー計算書を廃止又は見直すべきであるということを証明するには十分な証拠がない。

(16) 金融サービスと非金融サービスを展開する複合企業の存在に留意する必要がある、そのような企業のキャッシュ・フロー情報を理解するために、セグメント別のキャッシュ・フロー報告が有用である場合がある。(ASBJ 他)

(現金及び現金同等物について)

(17) 我々の法域の関係者は、現金及び現金同等物の定義、特にキャッシュ・フロー計算書における電子化されたキャッシュへの対応方法について問題提起している。(ASBJ)

(18) 現金及び現金同等物について、信用格付機関は、現金同等物を IAS 第 7 号で定義されているものよりも広義に定義している。

(19) 現金及び現金同等物の定義は、例えば 3 ヶ月以内とされている点等、非常に恣意的であり疑問がある。

(20) 現金及び現金同等物の定義をプロジェクトに含める場合、時間がかかるものになると考える。

(21) 非資金取引について、追加的な情報を求めるだけでなく、キャッシュ・フロー計算書に含めることを望む意見もある。

(その他の論点)

(22) セール・アンド・リースバック取引だけでなく、リース取引全般について、財務区分に分類することは問題であると考えている。我々の法域の財務諸表作成者は、原資産に対する支配を移転する契約は投資として分類し、原資産を使用する権利に対する支配を移転する契約は、営業区分に分類すべきであると考えている。

(プロジェクトの進め方について)

(23) 一部の利害関係者は、改善や包括的な見直しを検討する前に、まず現行のキャッシュ・フロー計算書の欠陥を特定すべきと考えている。

(24) 的を絞った改善が求められている。

(25) 我々の地域又は法域では次の具体的な領域に関して、改善が強く求められている。

- ① IFRS 第 18 号と IAS 第 7 号における、営業活動、投資活動、財務活動の区分を整合させること
- ② 現金及び現金同等物の定義
- ③ サプライヤー・ファイナンス契約などの非資金取引の表示及び開示の改善

(26) 我々の法域では、金融機関におけるキャッシュ・フロー計算書に関する論点を対象とするプロジェクトをテクニカルアジェンダに追加している。また、我々の法域でのリサーチプロジェクトには、他の問題（従業員への支払い、サプライヤーへの支払い、受取利息、補足情報等を含む）をすべて取り上げるプロジェクトもある。

(27) 金融機関に関する課題とそれ以外の課題は、別個の問題であり、対処する場合には、別個に対処することが考えられる。IFRS 第 18 号における原則をできるだけ活用することが望ましい。

(28) MPM を設けるべきかどうかという観点において、IFRS 第 18 号における原則をどのように適用できるかを検討することで、早期に成果を上げることができると考えられる。同時に、営業キャッシュ・フローに焦点を当てる方法や、詳細な分析を行う方法についても考えるべきである。

(29) 問題の 1 つは、キャッシュ・フローの分解が不十分であることに関連していると考えられる。IFRS 第 18 号の集約や分解の原則は、キャッシュ・フロー計算書を含むすべての財務諸表に適用される。このため理論的には、キャッシュ・フローのプロジェクトを通じて、IFRS 第 18 号で取り扱った特定の側面に対処する必要はないと考えられる。(IASB 理事)

VII. IFRS 第 17 号「保険契約」

議題の概要

20. 本セッションでは、AcSB よりカナダにおける IFRS 第 17 号への移行に際し、判明した課題点を含む各種経験について、アジェンダ・ペーパー（以下、本章において「AP」という。）に沿って説明がなされるとともに、ASAF メンバー自身の経験に基づく IFRS 第 17 号に係る意見が求められた。

ASAF 会議での議論の概要

21. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（適用後レビュー（PIR）について）

- (1) 現状、IFRS 会計基準の適用後レビュー（以下「PIR」という。）は、当該基準から生じた課題への対処という面では実施時期が遅く、IASB は PIR に先行して対処可能な論点から議論を開始すべきと考える。また、各国で基準設定主体に新しい会計基準から生じた課題が寄せられているが、この段階で IFRS 第 17 号への移行に係る経験が共有されたことは有意義であった。AP に記載されている課題について、我々の法域の利害関係者からは、これらの多くは会計基準を導入する際の一時的な困難さであり、会計基準自体は必ずしも不完全ではないという意見と、これらの課題への対処について検討を始めるべきという意見の双方が寄せられている。（ASBJ）
- (2) AP に記載されている各項目はいずれも馴染みの深い論点で、多くの利害関係者が同じ懸念を抱えている認識だが、これらの課題点に対して保険会社がどのように対処しているのか、また IASB に対して PIR の早期実施を訴求する声があるのかを確認したい。（IASB Barckow 議長）
- (3) （(2)の発言に関して、）保険会社はまだ課題への最適解を見出せていないと認識している。なお、本プレゼンの目的は PIR の早期実施を訴求するものではなく、我々の法域が直面している課題を共有することである点を申し添える。
- (4) （(2)の発言に関して、）これらが IFRS 第 17 号の適用上の課題と結論付けるのは時期尚早と考えている。なぜなら、新しい会計基準の定着にはある程度経験が蓄積されることに加え、効果的な利用方法が見出されるための時間が必要だからである。
- (5) IFRS 第 17 号を本格適用している法域はまだ少ないが、IFRS 第 17 号の実務経験を国際的に共有及び蓄積し、IASB が PIR の実施時期の目途感を示していくことは有用と

考える。

- (6) IFRS 第 17 号は影響範囲が大きく、実務における多様性が生じている一方、未適用の法域もあり、PIR の実施時期については慎重な検討が必要である。また、PIR の実施時期を明示することが、IFRS 第 17 号を未適用の法域が適用の議論を先送りしてしまうといった、誤った方向へのメッセージ発信となることは、最も回避したいシナリオと考えている。(IASB Barckow 議長)

(IFRS 第 17 号への移行に関して)

- (7) 我々の法域の利害関係者からは、IFRS 第 17 号自体が非常に複雑でより詳細なデータが求められることや、そのためのシステム手当等に多大な時間と労力を要することなどから、移行への懸念の声が寄せられている。また、IFRS 第 17 号のいくつかの個別の要求事項に対して簡素化を求める声もあった。
- (8) 我々の法域において、多くの規制当局は IFRS 第 17 号を未適用で、企業は旧基準や自国基準で財務諸表の作成を継続しており、これらの情報を有効利用したいという投資家や規制当局の意向が依然として強い。

(非 GAAP 指標について)

- (9) 保険業界は、投資家に対して非 GAAP 指標を提供してきた長い歴史があるが、IFRS 第 17 号の適用を受け、今後非 GAAP 指標がどのような役割を果たしていくのか、興味深い論点と考える。(IASB 理事)
- (10) 我々及び近隣の法域では、IFRS 第 17 号では直接開示されていない「保険料収入」と「コンバインド・レシオ」という 2 つの指標が、特に損害保険会社と投資家との間のコミュニケーションで重要な指標となっているが、会計基準で要求されていない指標で標準化されていることに疑問を感じている。

(その他)

- (11) 我々の法域の基準の範囲は IFRS 第 17 号と比してやや狭いが、IFRS 第 17 号と同じ課題を認識した。また、総じて保険会社のシステム設計が古く、新しいシステムの導入を含め、プロジェクトの遂行に多くの労力を費やした。
- (12) AP 記載外の論点として、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 17 号双方が適用された初年度の年次報告に係るレポートによれば、ユーロ建、及び米ドル建ともに、同じ保険期間であっても、使用されている割引率に保険会社間で大きな開きがあるとの報告があった。

比較可能性の観点で課題があり、対処が必要と考える。

- (13)我々の地域の保険会社から寄せられている声は、IFRS 第17号の適用上の課題への対処よりも、むしろIFRS 第9号においてFVOCIで測定される資本性金融商品を処分した際の損益がリサイクリングできないという問題の早期解決である。

VIII. 電力購入契約

議題の概要

22. IASB は、2024 年 5 月 8 日に公開草案「再生可能電力に係る契約（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表し（コメント期限：2024 年 8 月 7 日）、2024 年 9 月のボード会議より、本公開草案に対して寄せられたフィードバックについての議論を開始している。
23. 本セッションでは、本公開草案に対して寄せられたフィードバックの概要及び 2024 年 9 月のボード会議の暫定決定に対して ASAF メンバーに質問又は意見がないかが聞かれていた。

ASAF 会議での議論の概要

24. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(RECs について)

- (1) PPA における購入者の取引の目的は REC を取得することであり、REC の会計処理を本プロジェクトの対象外とすることに違和感がある。
- (2) REC は PPA に必ず含まれているため、現段階で具体的な会計処理が検討されないにせよ、会計上、REC と電力を会計上一体として扱うのか、区分して扱うのかについて対応することは重要であると考えます。我々の法域では、電力と REC は別個に市場で取引されていることから、電力と REC の購入取引は経済的実質が異なる取引として別個に会計処理すべきと考えられている。
- (3) 我々の法域の利害関係者からは REC を考慮する場合の測定単位など、修正案の適用が明確ではないと考えられる部分についてはガイダンスを提供することを検討すべきであるという意見が聞かれている。

(範囲について)

- (4) 適用範囲は厳格に制限すべきであり、適用範囲が拡大されることや本来適用されるべきではない契約に類推適用されないように注視しなければならない。ただし、市場の変化が生じることを考慮すると、範囲に関する適用上の論点やそれに伴う実務の多様性を回避することは簡単ではないことが想定され、それだけ難易度の高い線引きを IASB が導入しようとしているということを意味している。

- (5) 2024年9月のIASBボード会議における、修正案に範囲に含まれる契約を自然依存電力とする暫定決定について、十分な対応ではないと考えるため、プロジェクト終了後も継続して検討が必要であると考えます。
- (6) ((4)から(5)の発言に関して) 今回IASBボード会議でも反対する理事がいたことは事実であるが、自己使用の要件についての明確化の要望を受けての対応であると理解している。適用範囲の要件を類推できないことは明確に述べており、提案している修正案の範囲は、将来にわたり有効に機能すると考えている。(IASB理事)
- (7) 公開草案の修正案は、原則主義に基づいていると理解している。具体的な例を示すのではなく、それぞれが適切と考える方法に委ねるべきである。また、購入者が複数となる契約では、固定量を購入することを約束する購入者も存在するため、そのような購入者に対する取扱いを検討すべきである。
- (8) 電力を貯蔵することが可能となれば、適用範囲をどうするかの問題への対応が必要となる可能性がある。
- (9) ((8)の発言に関して) 状況が変化し、購入者が数量リスクに晒されないことになれば、自己使用の例外の修正案には当てはまらず、従来の自己使用の例外の要件が適用されることになる。(IASB理事、IASBスタッフ)

(自己使用の例外について)

- (10) 2024年9月のIASBボード会議も含め、反対意見を表明した理事の意見と同意見であり、自己使用の例外に関する修正案に同意しないが、今となっては最終化の方向性が覆らないことは理解している。
- (11) 自己使用の要求事項の例外にさらに例外を設けるアプローチは、本来あるべき方法ではないと考えているが、投資家がこの金融商品の公正価値の測定の信頼性に懸念を有していること及び作成者に生じるコストを考慮すると、修正案は現実的な方法と考える。しかしながら、また市場が発展していく中で、例外の例外を設定する意味が不明瞭になっていくと想定され、IASBはいつまでこの例外の例外を維持すべきかについて検討する必要があると考える。
- (12) 合理的な期間にわたって正味の購入者となるのかどうかを評価する点に関する検討の方向性に同意する。

(ヘッジ会計について)

- (13) ヘッジ会計に関する修正案を支持する。オール・イン・ワン・ヘッジは、企業がデリ

バティブとして会計処理する場合に有用であると考えている。

- (14) ヘッジ会計の数量リスクの取り組みは評価しており、IFRS 第9号のヘッジ会計の適用後レビューにおいても役立つと考えている。

(開示について)

- (15) 開示は投資家がPPAから生じるキャッシュ・フローを理解するうえで必要な情報となると考えるが、PPAを締結する企業が、そのリスクを理解することも重要であると考えている。財政状態計算書に計上しないのであれば、財務諸表利用者がリスクを理解するための十分な情報を開示すべきである。

- (16) 我々の法域の一部の利害関係者からは、数量や価格などの契約条件は商業的機密性が高い可能性があり、そのような詳細な契約条件の開示を要求されることが、自然依存電力取引の拡大の妨げとなることが懸念されている。

- (17) 契約の公正価値を開示することについては、契約が長期であり不確実性が高いことから、公正価値の測定値の信頼性に疑念がある。

- (18) 公正価値の測定値の信頼性については、バーチャルPPAについては既にデリバティブとして公正価値測定されていることにも留意が必要である。

- (19) 修正案では、デリバティブとして会計処理をしない契約に対して、デリバティブとして会計処理する契約よりも多くの情報を提供することを求めることとなる可能性があると考えている。

(その他)

- (20) 我々の地域では、再生可能エネルギーに対する投資の制約条件を撤廃するために、最終基準の早期適用を想定している。年明けの早い段階でのエンドースメントを可能にするため、年内の最終基準の公表を確実にお願いしたい。

- (21) 会計基準主体が検討すべき事項ではないが、基準の修正が行われることが分かっているが修正後の基準がまだ発効していないという中間的な期間における取扱いをどうするかについて疑問がある。

- (22) ((21)の発言に関して) IFRSがIASBで最終決定されても各法域で承認されるまでは、各法域においてIFRSを適用することができないため、IASBで最終決定を行うタイミングが重要となると考える。

(23) ((21)の発言に関して) 当該問題は主に監査の問題だと考える (IASB Barckow 議長)

(24) PPA は今後も取引が発展すると考えられるため、継続して検討すべきと考える。

(25) 短期的な措置を講じると同時にモニタリングも行い、基準の適用が落ち着いた時点で、講じた措置の必要性を見直すこととなると考える。(IASB Barckow 議長)

IX. IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

議題の概要

25. IASB は 2023 年 12 月のボード会議において、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）について適用後レビュー（以下「IFRS 第 16 号 PIR」という。）を開始することを決定している。
26. 本セッションの目的は、次の 2 つとされている。
- (1) ASAF メンバーに対し、IFRS 第 16 号の導入とその継続的な適用に関する見解を共有する。
 - (2) IASB が情報要請（RFI）の範囲を設定する（すなわち、RFI に含めるべき事項を特定する）ことに役立つ。
27. ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して次の質問に対する回答が求められている。
- (1) 全体的な評価及び影響
 - ① コアとなる目的や原則に関する全体的な評価（質問 1）
 - ② コストと便益に関する評価（質問 2）
 - (2) IASB が対応すべき適用上の課題（質問 3）

ASAF 会議での議論の概要

28. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（コアとなる目的や原則に関する全体的な評価）

- (1) IFRS 第 16 号の要求事項は概ね意図したとおりに機能している。

（コストと便益に関する評価）

- (2) 生じたコストは想定内であったが、新たなシステムを導入した企業や COVID-19 により予想より大きなコストが生じたとの意見も聞かれている。
- (3) 変動リースについて指数又はレートに応じて決まるリース料に該当するかについて判断が困難な場合がある。また、変動リースについて継続的にモニタリングすることにはコストがかかるとの意見が聞かれている。

(IASB が対応すべき適用上の課題)

- (4) 我が国において IFRS 第 16 号を参考に自国基準を開発した経験から、情報要請の中で、セール・アンド・リースバック取引の会計処理、サブリースの検討についてコメントを求めるべきだと考えている。(ASBJ)

セール・アンド・リースバック取引について

- (5) セール・アンド・リースバック取引については、IFRS 第 16 号の会計モデルは複雑であり、利害関係者から収益認識基準との概念的な不整合が疑問視されている。また、利害関係者から、売手である借手の収益が一定の期間にわたって認識される場合に、セール・アンド・リースバックのガイダンスを適用することが適切かどうかについても疑問が呈されている。(ASBJ)
- (6) 変動リース料が含まれるセール・アンド・リースバック取引から生じる負債と、通常のリースから生じる負債との間の不整合であるとの指摘がある。(ASBJ 他)

リース期間及び条件変更

- (7) IFRS 第 16 号のリース期間に関する判断のばらつきがあるとの指摘がある。一方で少数の作成者は、IFRS 第 16 号を導入するための多くのコストを負担しているため、適用後レビューの結果として、IFRS 第 16 号の変更に対応するためにさらなるコストを負担することは望んでいない。(ASBJ)
- (8) 借手によるリースの延長が予想されるが、契約では契約期間の延長は借手及び貸手が相互に合意するものとする定められている場合、延長後の期間をリース期間に含めるかについて異なる見解がある。
- (9) リースの条件変更に関する要求事項が複雑であり、自動更新のある短期リースや契約変更時に契約期間を一定期間空けた場合の取扱いに懸念がある。

割引率

- (10) 適用される割引率を一貫したものにするためには、追加のガイダンスや説明が必要である。
- (11) ((10)の発言に関して)異なる方法論を持つことが問題となる場合もあれば問題とならない場合もあると考える。(IASB 理事)
- (12) IFRS 会計基準適用企業と米国会計基準企業の割引率のばらつきについて比較可能性

の問題を認識している。

他の IFRS 会計基準との適用関係

- (13) IFRS 会計基準の年次改善—リース負債の認識の中止（IFRS 第 9 号の修正）における IFRS 第 9 号の認識の中止と IFRS 第 16 号のリースの条件変更の適用関係の論点について何らかのプロジェクトに取り込むことを望んでいる。
- (14) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を適用して連結グループ間でのリースについて消去する場合に複雑になることや税務上、個別財務諸表での取扱いが論点となっている。

その他

- (15) 顧客が契約を通じて支配する経済的便益の性質が原資産、使用权資産のいずれに対する支配とすべきなのかは無形資産やキャッシュ・フロー計算書のプロジェクトにも関連するため、検討する必要がある。
- (16) 割引率の決定、リースの条件変更や再測定の高頻度、重要性の判断等について要求事項の簡素化が必要である。
- (17) 法域における利用者は、建物の耐用年数やその建物のフロアの耐用年数の短い割合のみリースしている場合、IFRS 第 16 号によりもたらされる情報より、EBITDA に反映されている賃借料や運営費用を表示する方が有用であると回答している。

X. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

29. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2024 年 12 月 5 日及び 6 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
30. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
- (1) IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」のアップデート
 - (2) 資本の特徴を有する金融商品
 - (3) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
 - (4) 経営者による説明
31. また、IASB は、2024 年 9 月に公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）。
32. このため本セッションでは、本公開草案に対するフィードバックに基づくプロジェクトの方向性に関し、ASAF 会議で議題とする時期について、2024 年 12 月の ASAF 会議の議題とするか、2025 年 3 月の ASAF 会議の議題とするか、2025 年 3 月から 7 月の間での臨時 ASAF 会議の議題とするかのいずれを選好するかについて ASAF メンバーに意見が求められた。

ASAF 会議での議論の概要

33. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の法域においては持分法が広く使用されており、持分法のプロジェクトの方向性には大変興味がある。従って、公開草案のコメントレター提出に向けた内部の議論を実施した後のタイミングで対面の会議で本件を議論したく、2025 年 3 月の ASAF 会議の議題とすることが望ましい。(ASBJ)
- (2) 持分法のプロジェクトの方向性については、2025 年 3 月の ASAF 会議の議題とすることに賛成である。
- (3) 持分法のプロジェクトの方向性は 2025 年 3 月の ASAF 会議で議論することに同意があったと考える。(IASB Barckow 議長)

(4) 「デュー・プロセス・ハンドブック」の改訂について、IFRS 解釈指針委員会において最近多くの議論があったが、この件を ASAF 会議で取り上げる予定か確認したい。

(5) 可能であれば、PPA のプロジェクトについてアップデートをお願いしたい。

以 上